

大弁委(人)第109号  
2011年(平成23年)11月29日

法務省矯正局総務課法規係 御中

大阪弁護士会  
会長 中本和洋

「少年院法改正要綱素案」に関する意見書

11月4日付けで貴省が実施されました標記パブリックコメントについて、当会は次のとおり、意見を申し述べます。

2011年（平成23年）11月29日

法務省矯正局 御中

大阪弁護士会会長 中 本 和 洋

## 少年院法改正要綱素案に関する意見書

### 第1 総論

このたび、「少年院法改正要綱素案」（以下「改正素案」という。）が公表された。

現行少年院法（以下「法」という。）は、昭和24年に施行されて以来抜本的な改正がなされておらず、少年院の処遇の実質的な内容等は、少年院処遇規則（以下「処遇規則」という。）等の省令、通達等により定められていたこと、少年鑑別所に関する規定がほとんどないことなどの問題点があったところ、改正素案は、少年院の処遇の内容等について、処遇規則ではなく法に明記しようとするものであり、少年鑑別所に関する規定も置いている。また、視察委員会の設置、巡視及び参観、在院者の社会復帰の支援、法務大臣への救済の申出等在院者の権利救済手続等に関する規定を新たに設けている。

これらの内容から、改正素案は、少年院及び少年鑑別所において処遇内容を明確にすること、社会に開かれた施設運営を目指すこと、在院者の権利救済手続を明確にして不当な権利侵害を防止・救済することを目指すことといった方向性が読み取れるものであり、全体としては評価すべき内容であると思われる。

しかし、個々の項目については、第2以下で述べるように改善を要する点があるため、修正を検討のうえ法案とされたい。

### 第2 少年院に関する事項について

#### 1 在院者の権利救済制度について

改正素案は在院者の権利救済制度の設置を提案している。在院者の権利保護の観点から、この権利救済制度の設置については高く評価すべきであり、このような制度を導入することについては、当会も賛成である。

ただし、権利救済制度の導入は非常に重要なことではあるが、在院者に積極的に教育的関与をする職員ほど、在院者の反感を買い、濫用的な権利救済の申立てを受けやすくなる危険性を内包していると思われる。しかし、改正素案には、権利救済申出制度の他、実地監査、少年施設視察委員会等、少年院の職員が在院者の権利を侵害しないようチェックす

る制度は設置されているが、在院者に積極的に教育的関与を行おうとする職員を支援する制度、施策が盛り込まれていない。それ故、制度の設置により少年院職員の在院者に対する教育的関与が萎縮するおそれがあるので、権利救済制度を設置する際には、このような弊害を極力防止するような施策を導入することも、あわせて検討されるべきである。

少年院職員は、在院者と生活をともにする過程で、在院者への様々な個別的な教育的働きかけを行い、更生へつなげようと努力している。少年院は、個別処遇を前提とした教育機関であり、行刑機関である少年刑務所とは、この点において根本的に異なっている。もし、上述のような危険性が具体化すれば、少年院の特性が十分に発揮できないこととなってしまうので、上記のとおり提案をする次第である。

## 2 巡視・参観について

改正素案は、少年院を巡視できる者として、裁判官及び検察官を挙げており、特に事件を担当しているなどの限定は付されていない。

裁判官及び検察官に担当した事件に限定されない一般的な巡視の権利を付与した理由は、裁判官及び検察官に、少年院で実施されている処遇についての理解を深め、より適切な事件処理、少年審判、刑事事件の運営を行わせるためであると考えられる。

しかし、そうであれば、少年審判及び刑事事件に付添人及び弁護人として関与する弁護士についても一般的な巡視の権利を付与すべきであり、そのことが、より適切な事件処理、少年審判、刑事事件の運営にも資するものと考えられる。

## 3 医療について

改正素案は、少年院における医療について、在院者が指名医を選択して、その指名医が少年院で在院者を診療する（ただし、費用は自弁である）制度を創設している。

しかし、少年院に勤務及び巡回して日常的に診療を行っている医師以外の者が、少年院に来院して診療行為を行うことは、医師の時間的都合等を考えると事実上困難であり、この制度は事実上死文化するおそれが高い。指名医制度を設けるのであれば、在院者を診療のために外出させて当該医師が通常の診療行為を行っている場所において、診療を受けさせる制度にすべきである。

## 4 院外委嘱教育における労働法規の適用について

法13条4項は、院外委嘱教育において職業補導を実施させる場合には、労働基準法、労働安全衛生法の規定に従う旨規定し、さらに在院者に賞与金が支払われる場合には、全額在院者に支給する旨規定している。

しかし、改正素案の院外委嘱教育に関する事項においては、これらの規定が明確になっていない。改正素案が、院外委嘱教育において職業指導を行う場合に、法13条4項で定

めている労働法規等の適用を除外する趣旨であれば、在院者の権利を明らかに後退させる内容であり、容認できない。

## 5 面会について

改正素案においては、外部者との面会について、弁護士・付添人以外のものについては、原則として、職員が面会に立ち会うことが規定されている。これでは当該非行事件以外の用件で面会する弁護士についても、職員が面会に立ち会うことになる。少年院内で在院者の権利が侵害されるなどし、在院者が弁護士に相談したいと考えても、職員が立ち会うために、相談を控えてしまうおそれがある。

一方、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第90条においては、職務上面会する弁護士と受刑者が面会する場合について、職員の立ち会いを認めていない。この法改正は、在院者の権利救済・拡充を目的とするものであるにもかかわらず、改正素案は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に定める受刑者の権利より、在院者の権利を制限するものであって、容認できない。

## 6 元付添人の外部交通権が明確でないこと

改正素案においては、少年院において許される外部交通の相手方、内容が、法、処遇規則と比較してより具体的に定められている点は評価できる。

しかし、外部交通の相手方について、少年審判の段階での在院者の付添人が明記されていない点は、疑問がある。たしかに、少年審判及び抗告手続が終了した場合には、付添人は付添人としての立場の法的根拠はなくなるが、在院者が少年院送致になった後も、審判段階で得た情報、在院者との信頼関係を前提に、被害者への謝罪及び被害弁償の調整、就職先の紹介、親子関係の調整など、社会資源として在院者の更生に資する働きができる余地は大きい。

したがって、外部交通の相手方について、在院者の審判段階の付添人を明記すべきである。

## 第3 少年鑑別所に関する事項について（少年院と共通する問題は除く）

### 1 起訴後の少年の勾留場所として少年鑑別所を指定できることを明記すること

現在、少年法20条の規定により検察官送致され、起訴された少年（以下「逆送事件少年」という。）について、起訴後勾留の場所として拘置所が指定されており、少年鑑別所が勾留場所として指定される運用はなされていない。

しかし、逆送事件少年を拘置所に勾留して刑事裁判を進めることは、逆送事件の多くが裁判員裁判対象事件として公判前整理手続に付され勾留が長期化していること、拘置所は、

少年鑑別所と比較すると職員が少年の指導に慣れておらず、また、教育的関わりを受けることがないことから、少年の更生にとって悪影響ではないか、との懸念が出されているところである。そもそも、逆送少年についても積極的に保釈が認められるべきであり、長期の勾留が許されないものであることは言うまでもない。ただ仮に勾留がやむを得ないのであれば、できる限り少年鑑別所において勾留がなされるべきである。

ところで、改正素案においては、少年鑑別所に収容する在所者の定義のうち、未決在所者として「刑事訴訟法の規定により少年鑑別所に勾留されている者」を挙げており、明文では起訴後勾留の少年を収容することを排除していない。しかし、被疑者段階の勾留と起訴後勾留では、勾留期間等、その立場が大きく異なること、現状、起訴後勾留の少年を少年鑑別所で勾留する運用がなされていないことから、起訴後勾留の少年を少年鑑別所に勾留できることを明確にすべきである。

## 2 被観護在所者と未決在所者との外部交通の範囲が異なることについて

改正素案によれば、未決在所者との面会については、例外的な除外規定に該当しなければ原則として誰でも許されるのに対し、被観護在所者については、面会が許される者を限定列挙した上で、例外的に他の者も面会が許される場合がある、という規定になっており、一見すると、未決在所者のほうが面会が許される相手方の範囲が広い規定になっている。

未決在所者について、原則として誰でも面会が許されることは、無罪推定の原則から当然のことであるが、在所者の収容根拠が勾留から観護措置に変わっても、在所者の審判が確定していない以上、無罪推定の原則と類似する扱いを受けることが当然である。

したがって、被観護在所者の面会の相手方を未決在所者よりも限定している規定は不当であり、未決在所者と同様の規定にすべきである。

以上